

平成27年第1回安城市議会定例会請願文書表

平成27年3月3日

| | | | |
|-------|---|-------|------------|
| 番 号 | 請 願 第 1 号 | 受理年月日 | 平成27年2月19日 |
| 件 名 | ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願 | | |
| 提 出 者 | 全国B型肝炎訴訟名古屋弁護団 団長 弁護士 増 田 聖 子 | | |
| 紹介議員 | 鈴 木 浩 | | |
| 付託委員会 | 経済福祉常任委員会 | | |
| 要 旨 | <p style="text-align: center;">請 願 の 趣 旨</p> <p>(1) 現在、わが国におけるウイルス性肝炎患者は、350万人以上いると推定されているところ、国はウイルス性肝炎患者(肝硬変・肝がん患者を含む)に対する一定の抗ウイルス療法について、国と自治体の予算に基づく医療費助成を実施している。ウイルス性肝炎患者に対して特別な措置がとられるにあたっては、平成21年制定の肝炎対策基本法の前文にあるとおり、C型肝炎の薬害肝炎事件につき国が責任を認め、B型肝炎の予防接種禍事件について最終の司法判断により国の責任が確定したことが歴史的前提である。</p> <p>(2) しかし、国が実施している現行の医療費助成の対象は、インターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療など一定の抗ウイルス療法に限定されており、肝硬変・肝がん患者の入院・手術費用等は高額にもかかわらず、助成の対象外である。</p> <p>そのため、経済的・社会的にもひっ迫している肝硬変・肝がん患者に対して、いっそうの行政的・社会的支援が求められており、国の「平成26年度予算要求にかかる肝炎対策推進協議会意見書」でも、厚生労働大臣に対し予算として必要な措置として、「肝硬変・肝がん患者を含むすべての肝炎医療にかかる医療費助成制度を創設する」ことがあげられている。</p> <p>(3) ところで、B型肝炎訴訟については、平成23年の国と原告団との基本合意締結、B型肝炎特別措置法の制定にあたって、国は「予防接種時の注射器打ち回しによるB型肝炎ウイルス感染被害者は、40数万人に及ぶ」と繰り返し言明してきたが、基本合意から2年以上を経た今日においても、B型肝炎訴訟の原告として給付金の支給対象であるのは1万人程度にすぎない。こうした齟齬が生まれる最大の要因は、長年にわたり国が注射器打ち回しの予防接種禍の実態を放置し、予防接種禍の実態調査等を怠ったことで、時間経過により母親が死亡するなど予防接種禍を立証する医学的手段を失った被害者が膨大に存在することである。</p> | | |

(4) 他方で、C型肝炎についても時間の経過に伴うカルテ廃棄等の理由により、薬害であることの被害立証が困難となった多数の被害者が存在する。また、輸血によってB型・C型肝炎ウイルスに感染した者、あるいは因果関係の立証がB型肝炎に比べて医学的に困難ではあるが、注射器の打ち回しによりC型肝炎ウイルスに感染した者など、わが国には医療行為による多数の肝炎患者が存在し、「国民病」としてのウイルス性肝炎は、また全体として「医原病」としての性格を濃厚に帯びている。そのため、近年、全てのウイルス性肝炎患者に対し、より厚い行政的対応を求める国民の声が広がっている。

(5) ここにいたっては、肝炎対策基本法前文の基本精神に立ち返りつつ、法制定時よりいっそう明らかとなった「国民病」「医原病」としてのウイルス性肝炎の特異性に思いをいたし、厚労行政を担う国の責任において、一般疾病対策の水準にとどまらない患者支援策をすすめるべきである。とりわけ、高額な医療費負担と就労不能等の生活困難に直面しているウイルス性肝硬変・肝がん患者については、毎日120人以上の方が亡くなっている深刻な実態に鑑み、現在は助成対象とはなっていない医療費にも広く助成をおよぼすよう、早急に制度の拡充・充実を図るべきである。

また、肝硬変患者に対する生活支援制度である障害年金については、基準の明確化を図りつつ適正な認定範囲の実現に配慮した基準見直し作業が進んでいる。しかし、同じく肝硬変患者に対する生活支援の制度である身体障害者福祉法上の肝疾患の障害認定制度（障害者手帳）は、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘が現場の医師らからも多くなされているところである。そこで、障害者手帳の認定基準についても、早急に患者の実態に配慮した基準の緩和・見直しを行うべきである。

以上より、国に対し下記事項について意見書を提出していただくようお願いします。

請 願 事 項

- 1 ウイルス性肝炎が原因である肝硬変・肝がん患者の治療に対する医療費助成制度を早期に創設すること
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害に係る認定基準を緩和し、肝硬変・肝がん等の患者の実態に応じた障害者認定制度にすること

平成27年第1回安城市議会定例会請願文書表

平成27年3月3日

| | | | |
|-------|---|-------|------------|
| 番号 | 請願第2号 | 受理年月日 | 平成27年2月20日 |
| 件名 | 軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書の提出を求める請願 | | |
| 提出者 | 三宮照雄 | | |
| 紹介議員 | 法福洋子 今原康德 | | |
| 付託委員会 | 経済福祉常任委員会 | | |
| 要旨 | <p>請願の趣旨</p> <p>軽度外傷性脳損傷は、転倒や転落、交通事故、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受けた際に脳が損傷し、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する疾病です。</p> <p>その主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下を始め、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂いや味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など、複雑かつ多様です。</p> <p>しかしながら、軽度外傷性脳損傷は、受傷者本人から様々な自覚症状が示されているにもかかわらず、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労働者災害補償保険（労災）や自動車損害賠償責任保険の補償対象にならないケースが多く、働くことができない場合には、経済的に追い込まれ、生活に窮することもあるのが現状です。さらに、本人や家族、周囲の人たちも、この疾病を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しむ状況も見受けられます。</p> <p>世界保健機関（WHO）においては、外傷性脳損傷の定義の明確化を図った上で、その予防措置の確立を提唱しており、我が国においてもその対策が求められるところです。</p> <p>よって、地方自治法第124条の規定により、下記事項についての意見書を国に対し提出することを請願いたします。</p> <p>請願事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 軽度外傷性脳損傷について、国民をはじめ、教育機関等に対し、広く周知を図ること 2 画像所見が認められない高次脳機能障害の労災認定に当たっては、厚生労働省に報告することとされているが、事例の集中的検討を進め、医学的知見に基づき、適切に認定が行われるよう、取り組みを進めること | | |